

理 事 会 議 事 錄

理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年5月18日（月）

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理 事 長 川 崎 一 好

議事録の作成に係る職務を行った理事 理 事 本 間 靖 敏

決議事項

第1号提案 第7事業（令和元）年度事業報告書並びに収支決算について

理事長川崎一好が理事・監事の全員に対して、別紙資料に基づき、第7事業（令和元）年度当財団法人の事業報告書及びその付属明細書並びに貸借対照表、正味財産増減計算書及びその付属明細書、財産目録の承認を求める旨の提案書を発し、当該提案につき、令和2年5月15日まで、理事の全員から同意の書面により意思表示をするとともに、監事の全員からは異議を述べられなかつたため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

なお、決議があつたとみなされる日を令和2年5月18日とする旨併せて提案した。

第2号提案 令和2年度定時評議員会の書面による開催について

理事長川崎一好が理事・監事の全員に対して、令和2年度定時評議員会について、別紙資料に基づき、評議員全員から書面による同意を条件とする一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び第195条に基づく評議員会の承認及び報告を行いたい旨の提案書を発し、当該提案につき、令和2年5月15日まで、理事の全員から書面により同意の意思表示をするとともに、監事の全員からは異議を述べられなかつたため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

なお、決議があったとみなされる日を令和2年5月18日とする旨併せて提案した。

報告事項第1号 第8事業（令和2）年度事業計画書について

理事長川崎一好が、理事及び監事全員に対して、令和2年度の事業計画書を別紙資料のとおり通知を発したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第98条に基づき、当該事項の理事会への報告があったものとみなされた。

なお、報告があったとみなされる日を令和2年5月18日とする旨を併せて提案した。

報告事項第2号 理事長の業務執行状況について

理事長川崎一好が、理事及び監事全員に対して、令和元年度の職務執行状況を別紙資料のとおり通知を発したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第98条に基づき、当該事項の理事会への報告があったものとみなされた。

なお、報告があったとみなされる日を令和2年5月18日とする旨を併せて提案した。

上記のとおり、理事会への報告の省略及び理事会の決議の省略を行ったので、理事会への報告及び理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和2年5月18日 公益財団法人北海道漁村振興協会 理事会

議事録作成者 本間 靖敏

